

# 館林市立第四小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

【定義】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条より）

### 【基本認識】

- (1) いじめは人権侵害であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) 日頃から、児童、保護者、地域に学校いじめ基本方針の内容の周知を図る。

（群馬県いじめ防止基本方針より）

本校では全ての教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」「いじめは絶対に許されない」という基本認識に立っていじめ防止に取り組む。

本校の教育目標である「思いやりのある子」（目指す児童像・なかよくする子（低）・相手の気持ちを考える子（中）・相手の気持ちを考えて行動する子（高））をめざし、実現するために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、いじめ防止のために、次の3つを重点項目とする。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめの解消

## 2 重点項目への具体的な手立て

### (1) いじめの未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 担任が、互いのよさを認め合う、話しやすい学級づくりに努める。また、授業者は、学び合いの授業が行われるよう努力をする。さらに、学校は、人権強化週間を設定し、全校で人権感覚を高める努力をする。
- ② 児童会担当は、児童がいじめ問題を自分のこととしてとらえ、自ら活動できる集団づくりに取り組めるよう指導・助言に努める。
- ③ 生徒指導部が、学級がいじめ問題への取組を吸い上げ、効果的な取組は他学級へ広げられるよう努める。
- ④ 教育相談部が、スクールカウンセラーとのつなぎ役となり、児童の学校生活での悩みの解消を図るために、該当児童とスクールカウンセラーとの面談が進められるよう計画の立案に努める。また、スクールカウンセラーが講師となる校内研修の企画に努める。
- ⑤ 教職員は、言動に細心の注意が払えるよう努める。
- ⑥ 学校は、校内いじめ防止委員会（兼児童支援部会 毎月）を定期的に関き、児童同士のトラブルについての情報交換を行うとともに、児童の主体的ないじめ防止活動の進捗状況の確認やよりよい活動に向けた検討に努める。
- ⑦ 学校は、児童の様子について、学校便りやホームページ等で発信に努めるとともに、地域や関係機関等との情報交換に努める。

### (2) いじめの早期発見

< 早期発見 >

日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく発見し、家庭、地域と連携し実態把握を行い、早期対応に努めます。また、けんかやふざけ合いであっても児童の被害性に着目し、いじめに該当するかしないかを判断する。

- ①学校は、生活アンケートを毎月実施し、いじめの早期発見に努める。担任は、そのアンケートには些細なことでも書けるように丁寧に説明し、書いた内容については迅速に親身に、実態把握に努める。
- ②学校は、児童の行動の注視に心がける。また、欠席日数や遅刻には敏感になるよう心がける。けんかやふざけ合いであっても、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当しないか慎重に判断する。
- ③学校は、保護者と情報を共有する（連絡帳、電話、家庭訪問、学校相談日、PTA 会議等）
- ④学校は、地域や関係機関と情報を共有する。
- ⑤学校は、定期的、随時、情報を共有する。
- ⑥学校は、スクールカウンセラーと連携して情報を共有する。

### (3)いじめの解消

いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。また、組織的かつ継続的に対応する。（「生徒指導連絡体制」は表 2 参照）

- ①学校は、いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに対策組織を整え、方策を検討し、迅速な対応につなげる努力をする。また、事実の客観的な記録を行い、情報を整理する。
- ③管理職は、いじめの事実に基づき、加害、被害の児童や保護者への説明責任を果たすとともにいじめ解決に向けて努力をしていく。
- ④学校は、いじめる児童には発達段階に応じて行為の善悪をしっかりと理解させ反省や謝罪ができるよう組織体制で指導を行うとともに、成長支援を合わせて行う。
- ⑤学校は、事実が法を犯している行為であると判断した場合は、警察等に相談して協力を求める。
- ⑥学校は、事実が解決したとしても、その後の児童の経過観察を行うとともに、保護者と継続的な連絡が行えるよう努力する。
- ⑦学校は、必要に応じて県が設置しているサポートチームの活用を図る。

### (4)その他

- ①学校生活上の不安や悩みを抱えている外国人児童や保護者に対しては、関係者と協議の上、市教委や県教委へ相談していく。
- ②いじめ防止強化月間を意識し、いじめ防止にかかわる学習や全校の取組が展開できるよう努力する。
- ③市教委からの通知の配布、情報モラル講習会等を通して、ネット上のいじめの防止に努力する。
- ④社会全体で児童を見守り、育むため、学校方針について家庭・地域の理解が得られるよう、家庭・地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて連携協力をはかる。
- ⑤特に配慮が必要な児童には、保護者との連携を密に行うとともに組織体制で必要な指導の努力をする。
- ⑥いじめを受けた、または不登校となっている児童に対しては、自殺予防に係わる具体的な取組として、長期休業期間中においても連絡、家庭訪問等により継続的に様子を確認し、長期休業終了前には、心身の状況の変化に注意し、保護者、医療機関等とも連携を取りながら組織的に対応していく。
- ⑦重大事態が発生した場合は「群馬県いじめ防止基本方針 VII重大事態への対応」に則って対応していく。

(5) 令和8年度「いじめ防止活動年間計画」

目標	児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的・実践的な態度を育てる。	
	全県の取組	児童会活動と教師の支援
4月	県ポスター	○1年生を迎える会 ・不安な気持ちの1年生を温かく迎え、仲良く助け合って学校生活を送ることを全校に周知する。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	○児童運営員会で「自己有用感を高める運動」の具現化に向けて話合う。
6月		○あいさつ運動の実施① ・児童運営委員によるあいさつ運動を行う。 ⇒のぼり旗を利用する。地域にもアピールする。
7月		○あいさつ運動の実施② ○「自己有用感を高める運動」の実施 ・結果を基に第1回いじめ防止集会を開き、児童運営委員による寸劇を交えながら、いじめについて全児童で考える。
		○あいさつ運動の実施③ ○いじめポスターや標語づくりにむけ呼びかけ、アドバイスをを行う。 ・スマホ等のネットの危険やネットいじめについて学習する(5・6年)。 ○一学期の振り返りを行う。
8月 9月		○いじめ防止ポスターの回収・応募・活用
10月		○あいさつ運動の実施④ ○あいさつ運動の実施⑤
11月	邑楽館林いじめ防止フォーラム	○あいさつ運動の実施⑥ ○「自己有用感を高める運動」の実施 ・結果を基に第2回いじめ防止集会を開き、いじめについて全児童で考える。(人権学習集中期間に実施し、人権学習も兼ねる)
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	○あいさつ運動の実施⑦ ○「ゲーム・スマホの使い方」児童・保護者への配布 ○二学期の振り返りを行う。
1月		○あいさつ運動の実施⑧
2月	市町村別いじめ防止子ども会議	○「自己有用感を高める運動」の実施 ○あいさつ運動の実施⑨ ○本校の実践発表、意見交換会
3月	児童生徒の振り返り	○あいさつ運動の実施⑩ ○6年生を送る会の実施 ・卒業生に感謝の気持ちをもち、自分たちでよりよい学校を作ろうとする意欲を高める。 ○1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。